

藤沢市建築基準等に関する条例の一部改正について
藤沢市建築基準等に関する条例の一部を次のように改正する。

2019年（平成31年）2月15日提出

藤沢市長

鈴木恒夫

藤沢市建築基準等に関する条例の一部を改正する条例

第1条 藤沢市建築基準等に関する条例（平成30年藤沢市条例第10号）の一部を次のように改正する。

目次中「第8章 道に関する基準等（第62条—第64条）」を
「第8章 道に関する基準等

第1節 道に関する基準及び手続等（第62条—第64条）に，「（第
第2節 協定通路（第65条—第70条）」
65条）」を「（第71条）」に，「第66条・第67条」を「第72条・第
73条」に，「第68条・第69条」を「第74条・第75条」に，「第70条
—第73条」を「第76条—第79条」に，「第74条—第77条」を「第80
条—第83条」に，「第78条—第86条」を「第84条—第92条」に，

「第10章 雑則（第87条—第90条）」
第11章 罰則（第91条—第94条）」を

「第10章 指定確認検査機関（第93条）」
第11章 雑則（第94条—第97条）」に改める。

第12章 罰則（第98条—第101条）」

第23条第5項第1号中「木造建築物等」の次に「（耐火建築物及び準耐火建築物を除く。）」を加える。

第24条第2項及び第3項を削る。

第29条第1項第2号中「第112条第14項第2号」を「第112条第13項第2号」に改め，同条第3項中「第112条第15項及び第16項」を「第

112条第14項及び第15項」に改める。

第35条第3項中「第112条第14項第2号」を「第112条第13項第2号」に改める。

第44条第3項中「耐火建築物」の次に「、法第27条第1項の規定に適合する建築物であってその主要構造部の性能が政令第110条第2号に掲げる基準に適合するもの又は1時間準耐火基準に適合する準耐火構造とした準耐火建築物」を加える。

第49条第1項第2号中「第112条第14項第1号」を「第112条第13項第1号」に改める。

第52条第3項第1号中「第112条第15項及び第16項」を「第112条第14項及び第15項」に、「第112条第14項第2号」を「第112条第13項第2号」に改める。

第54条第1項第1号中「第112条第14項第2号」を「第112条第13項第2号」に改め、同条第2項中「第112条第15項及び第16項」を「第112条第14項及び第15項」に改める。

第59条第2号中「第112条第14項第1号又は第2号」を「第112条第13項第1号又は第2号」に改める。

第8章中第62条の前に次の節名を付する。

第1節 道に関する基準及び手続等

第62条第2項第2号中「すみ切り」を「隅切り」に改める。

第94条中「第91条から第93条まで」を「第98条から前条まで」に改め、同条を第101条とする。

第93条第1号中「第74条第2項又は第75条第1項」を「第80条第2項又は第81条第1項」に改め、同条第2号中「第77条」を「第83条」に改め、同条第3号中「第82条」を「第88条」に改め、同条第4号中「第83条第1項」を「第89条第1項」に改め、同条を第100条とする。

第92条第1号中「第68条第1項」を「第74条第1項」に改め、同条第2号中「第68条第3項（第71条第7項又は第72条第3項）」を「第74条第3項（第77条第7項又は第78条第3項）」に、「第74条第6項」を「第80条第6項」に改め、同条第3号中「第71条第4項」を「第77条第4項」に改め、同条第4号中「第68条第5項、第79条第2項後段又は第81条第2項」を

「第74条第5項、第85条第2項後段又は第87条第2項」に改め、同条第5号中「第71条第1項」を「第77条第1項」に改め、同条第6号中「第72条第1項」を「第78条第1項」に改め、同条第7号中「第73条第1項」を「第79条第1項」に改め、同条第8号中「第76条第1項前段」を「第82条第1項前段」に改め、同条を第99条とする。

第91条第1項第2号中「第79条第1項」を「第85条第1項」に改め、同条を第98条とする。

第11章を第12章とする。

第10章中第90条を第97条とし、第89条を第96条とする。

第88条の見出し中「仮設建築物」を「仮設興行場等」に改め、同条中「法第85条第5項に規定する仮設建築物」を「法第85条第5項又は第6項の規定による許可を受けた仮設興行場等」に、「第24条第1項若しくは第2項」を「第24条」に改め、同条を第95条とする。

第87条第2項中「第24条第1項」を「第24条」に改め、同条を第94条とする。

第10章を第11章とする。

第9章の次に次の1章を加える。

第10章 指定確認検査機関

(届出の送付)

第93条 指定確認検査機関は、法第6条の2第1項（法第87条第1項、第87条の2又は第88条第1項若しくは第2項において準用する場合を含む。）の規定により確認済証を交付した後に、当該確認済証に係る届を受理した場合においては、速やかに当該届の写しを市長に送付しなければならない。

第86条中「第70条」を「第76条第1項」に改め、第9章第6節中同条を第92条とする。

第85条中「第71条第1項」を「第77条第1項」に改め、同条を第91条とする。

第84条中「第71条第1項」を「第77条第1項」に改め、同条を第90条とする。

第83条を第89条とし、第79条から第82条までを6条ずつ繰り下げる。

第78条第1項及び第2項中「第71条第1項」を「第77条第1項」に改め、

同条を第84条とする。

第77条中「第72条第1項」を「第78条第1項」に改め、第9章第5節中同条を第83条とする。

第76条を第82条とする。

第75条第1項中「第71条第1項」を「第77条第1項」に改め、同条を第81条とする。

第74条第1項及び第2項中「第71条第1項」を「第77条第1項」に改め、同条を第80条とする。

第73条第2項中「第71条第3項」を「第77条第3項」に改め、第9章第4節中同条を第79条とする。

第72条第3項中「第68条第3項」を「第74条第3項」に改め、同条を第78条とする。

第71条第7項中「第68条第3項」を「第74条第3項」に改め、同条を第77条とする。

第70条第1項中「第65条第1項第1号ア」を「第71条第1項第1号ア」に改め、同条を第76条とする。

第9章第3節中第69条を第75条とし、第68条を第74条とする。

第9章第2節中第67条を第73条とする。

第66条第1項中「第70条第1項」を「第76条第1項」に改め、同条を第72条とする。

第65条第1項第2号中「第66条第1項」を「次条第1項」に改め、第9章第1節中同条を第71条とする。

第8章中第64条の次に次の1節を加える。

第2節 協定通路

(通路に関する協定)

第65条 市長は、通路（平成11年5月1日から存している幅員1.8メートル以上のもので、かつ、法第42条第1項に規定する道路（同条第2項により同条第1項に規定する道路とみなされる道を含む。）に該当しないものに限る。）の敷地及びその通路に接する土地の所有者及び借地権を有する者（以下「土地の所有者等」という。）が当該通路の拡幅（当該通路の幅員が4メートル未満である場合に限る。）及び整備（角敷地における隅切りの整備を含む。）並び

にその維持管理について協定を締結し、その協定を市長が別に定める基準に適合するものとして認可した場合は、当該通路を建築基準法施行規則（昭和25年建設省令第40号）第10条の3第4項第3号に規定する通路と認めるものとする。

（通路に関する協定の認可の申請）

第66条 前条に規定する協定（以下「通路に関する協定」という。）に係る市長の認可を受けようとする土地の所有者等は、協定の目的となっている通路の敷地及びその通路に接する土地の区域（以下「通路協定区域」という。）、通路（角敷地の隅切り部分を含む。）の拡幅及び整備並びにその維持管理に関する事項を定めた通路に関する協定書を作成し、その代表者によって、これを申請書に添えて市長に提出しなければならない。

2 通路に関する協定に係る協定書については、土地の所有者等の全員の合意がなければならない。

（通路に関する協定の認可）

第67条 市長は、通路に関する協定の認可の申請が、第65条に規定する市長が別に定める基準に適合しているときは、当該通路に関する協定を認可しなければならない。

2 市長は、前項の認可をした場合においては、遅滞なく、その旨を公告するとともに、当該認可に係る協定書を市の事務所に備えて、一般の縦覧に供さなければならない。

（通路に関する協定の変更及び廃止）

第68条 通路協定区域内の土地の所有者等は、当該通路に関する協定の内容を変更しようとする場合においては、市長にその旨を申請してその認可を受けなければならない。この場合の手続については、前2条の規定を準用する。

2 通路協定区域内の土地の所有者等は、通路に関する協定を廃止しようとするときは、その旨を市長に申し出て、その承認を受けなければならない。

3 市長は、前項の承認をした場合においては、遅滞なく、その旨を公告しなければならない。

（認可の取消し）

第69条 市長は、認可をした協定に反する建築行為がなされたときは、当該認可を取り消すことができる。

2 前項の規定により市長が認可を取り消す場合においては、前条第3項の規定を準用する。

(土地の共有者等の取扱い)

第70条 土地の共有者又は共同借地権者は、第66条第2項の規定の適用については、合わせて一の所有者又は借地権者とみなす。

附則第5項中「第11章」を「第12章」に改める。

第2条 藤沢市建築基準等に関する条例の一部を次のように改正する。

第23条第1項ただし書中「それらの建築物のうち」を「階数が3で延べ面積が200平方メートル未満のもの（法第27条第1項第1号に規定する政令で定める技術的基準に従って警報設備を設けたものに限る。）又は」に、「準耐火建築物であるもの又は」を「準耐火建築物であるもの若しくは」に改める。

第44条第3項中「用途に供する建築物」の次に「（階数が3以下で延べ面積が200平方メートル未満のものを除く。）」を加える。

第95条中「第85条第5項又は」を「第85条第5項若しくは」に改め、「仮設興行場等」の次に「又は法第87条の3第5項若しくは第6項の規定による許可を受けた興行場等若しくは特別興行場等」を加える。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。ただし、第2条の規定は、建築基準法の一部を改正する法律（平成30年法律第67号）の施行の日から施行する。

提案理由

この条例を提出したのは、建築基準法及び建築基準法施行令の一部が改正されたこと等に伴い、所要の改正をする必要による。